

# 令和3年度大船渡市住宅リフォーム助成事業実施要領

## 1 事業の目的

市民が市内施工業者によるリフォームを行う場合に、予算の範囲内において当該リフォームに要する費用の一部を助成することにより、市民の居住環境の向上並びに市内の住宅関連産業及び商業を中心とした地域経済の活性化を図ることを目的としています。

## 2 助成の対象住宅

- (1) 市内に住所がある専用住宅若しくは住宅部分が1/2以上の併用住宅
- (2) 建築後5年以上経過している
- (3) 過去にこの制度を利用したことがない住宅

## 3 助成の対象となるリフォーム

- (1) 全体の工事費から外構部に係る費用と設備機器本体（リフォームに係るもの除く）等の費用を除いた額が30万円以上のリフォーム
- (2) 市内施工業者により施工されるもの
- (3) 対象事業について、国、県又は市の他の制度による補助金の交付を受けていないもの
- (4) 原則として、令和4年2月28日（月）までに終了するもの

## 4 助成の対象者

- (1) 対象住宅を所有し、居住している者又は居住する予定の者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 過去にこの制度を利用したことがない者

## 5 助成額

- (1) 工事区分による助成額

区 分	助 成 額
機能維持工事 ※1	対象工事費の1/10 上限額 5万円
機能向上工事 ※2	対象工事費の2/10 上限額 10万円

機能維持工事及び機能向上工事を併せて行う場合における助成額の上限は10万円です。

1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てます。

### ① 機能維持工事

住宅の修繕、補修、模様替え等の住宅の機能を維持するための工事

② 機能向上工事（バリアフリー化）

住宅をバリアフリー化し機能を向上するための工事

- (2) 空き家バンクを利用して売買契約が成立した住宅をリフォームした場合は、工事区分による助成額に 15 万円加算した額を助成します。

## 6 申請手続き等

(1) 申請受付

大船渡市都市整備部住宅管理課に直接申請してください。

TEL 0192-27-3111（内線 323）

郵送、FAXでの申請は不可です。

受付は必要書類が全て揃わなければ受付できません。事前に相談、申請があっても書類に不備がある場合は受付したとはみなしません。

(2) 申請に必要な書類等

- ① 住宅リフォーム事業助成金交付申請書
- ② リフォーム費用の明細書
- ③ 建物の位置図
- ④ リフォームの設計図書又は施工箇所の見取図
- ⑤ 現況の写真
- ⑥ 住宅の建築年月が分かる書類
- ⑦ 市税の滞納がないことを証明する書類
- ⑧ 住宅の所有者が分かる書類
- ⑨ 市内施工業者による施工であることが分かる書類
- ⑩ その他市長が必要と認める書類

(3) 申請受付期間

令和 3 年 4 月 12 日（月）～12 月 28 日（火）

**ただし、予算が無くなり次第、受付を終了します。**

申請受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日曜日・祝日を除く）

(4) 助成の決定等

申請があったときは、その内容について審査し、助成金を交付することを決定したときは、助成金交付決定通知にて通知（送付）します。

交付決定通知が届き次第、事業を開始してください。

交付しないことを決定したときは、助成金不交付決定通知書にて通知（送付）します。

(5) 事業の変更等

交付の決定を受けた後に事業の変更又は廃止しようとするときは、事業変更（廃止）承認申請書を提出してください。ただし、軽微な変更については必要ありません。提出の可否については、住宅管理課に相談してください。

(6) 事業完了報告受付期間

事業が完了した日から 10 日以内に完了報告書を提出してください。

受付は原則として令和 4 年 3 月 11 日（金）までとし、報告書の提出がない申請については、不交付決定通知書にて交付の取り消しを通知します。

(7) 事業完了報告に必要な書類等

- ① 事業完了報告書
- ② リフォーム代金の領収書
- ③ リフォーム施工箇所の写真
- ④ その他市長が認める書類

(8) 助成額の確定

事業完了報告書の提出があったときは、その内容について審査し、適正と認めるときは助成金額を確定し、助成額確定通知にて通知（送付）します。

(9) 商品券の受取方法

助成額確定通知を受けた後、同封の助成金交付請求書に記名・押印のうえ、住宅管理課に持参してください。

助成金交付請求書を受付後、助成額相当分の大船渡地域商品券を交付します。空き家バンク分の加算金がある場合は、指定口座に振り込みます。

商品券を受領後に、商品券受領書を提出していただきますので、印鑑をご持参ください。

(10) 交付決定の取消し

偽りその他不正な手段により助成を受けたときは、助成金の交付の決定を取消し、既に助成金を交付した場合は、全て返還していただきます。

(11) その他

リフォーム助成事業に関する疑問等を解決するため、Q&A集を作成し随時更新します。（大船渡市ホームページに掲載）